

提出書類等について

【誓約書】・【保健所関係】・【消防署関係】の3点です。

保健所関係 飲食物を販売される皆様へ

● お申し込み時に、別紙書式①、書式③により、ご提出ください。

○加工等を行わず物販する場合

1. 提供食品の概要（別紙①）

2. 店舗内のレイアウトが分かる図面（別紙③） ※記載例参照

○別の場所で、事前に下準備等の加工を行い、会場で販売する場合

上記の1、2の書類に加えて

3. 飲食店の営業許可証の写し

ただし、公共施設の調理室等で行う場合は、営業許可の写しは必要ありません。

別紙①にその旨を記入してください。

○別の場所で、事前に菓子や惣菜などの製品を作ったものを販売する場合

上記の1、2の書類に加えて

4. 菓子製造業営業許可証の写し、惣菜製造業営業許可証の写しなど

消防署関係 調理器具等の火気を使用される皆様へ

調理器具（ガスコンロ）や発電機を持参し使用する出店者の方は、

● お申し込み時に、（別紙②）により必要項目3点をご記入の上、ご提出ください。

① 使用する燃料の種類

例：気体（ガス）、液体（ガソリン）など

② 消火器の有無

③ ガソリン携行缶の持込みの有無

※ 保健所・消防署への届け出は、「こうふ亀屋座（NPO 法人街づくり文化フォーラム）」が行います。

その他 施設電源の使用について

こうふ十八番マルシェでは、施設電源を使用することができます。（有料）

・ 1ブース 500円 ・ キッチンカー 1,000円

施設の使用状況などにより制限する場合があります。お問い合わせください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、タンザワ HD・NPO 法人街づくり文化フォーラム共同事業体（以下、指定管理者という）が必要な場合には、下記 1 及び 2 については別紙「役員等名簿」を山梨県警察本部へ照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が指定管理者と行う他の契約等における身分確認等に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1 の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

（あて先）タンザワ HD・NPO 法人街づくり文化フォーラム共同事業体

※ 法人・団体にあつては所在地

住 所

※ 法人・団体にあつては法人・団体名、代表者氏名

（ふりがな）

氏 名

印

生年月日

年

月

日

[illegible]

出店者名

販売品目	使用燃料の種類	消火器の有無	携行缶によるガソリンの持ち込みの有無
	※（例）キッチンカーの場合は ガソリン	有・無	有・無

対象火気器具

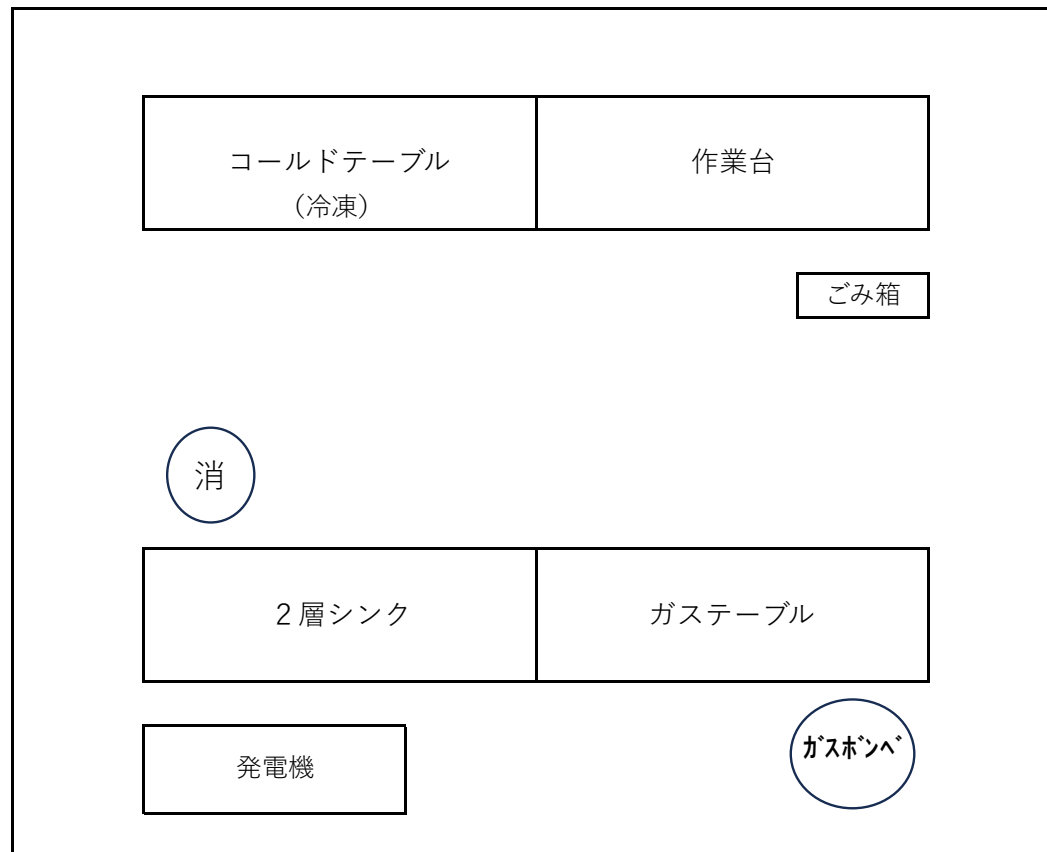
コンロなど火を使用する器具、またはその使用に際し火災の発生のおそれがある次の１～４の器具

- １ 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・ガスストーブなど）
- ２ 液体燃料を使用する器具（自家発電機・石油ストーブなど）
- ３ 固体燃料を使用する器具（薪ストーブ・かまどなど）
- ４ 電気を熱源とする器具（電気コンロ・電気ストーブなど）

保健所・消防署 届出関係

(例 1)

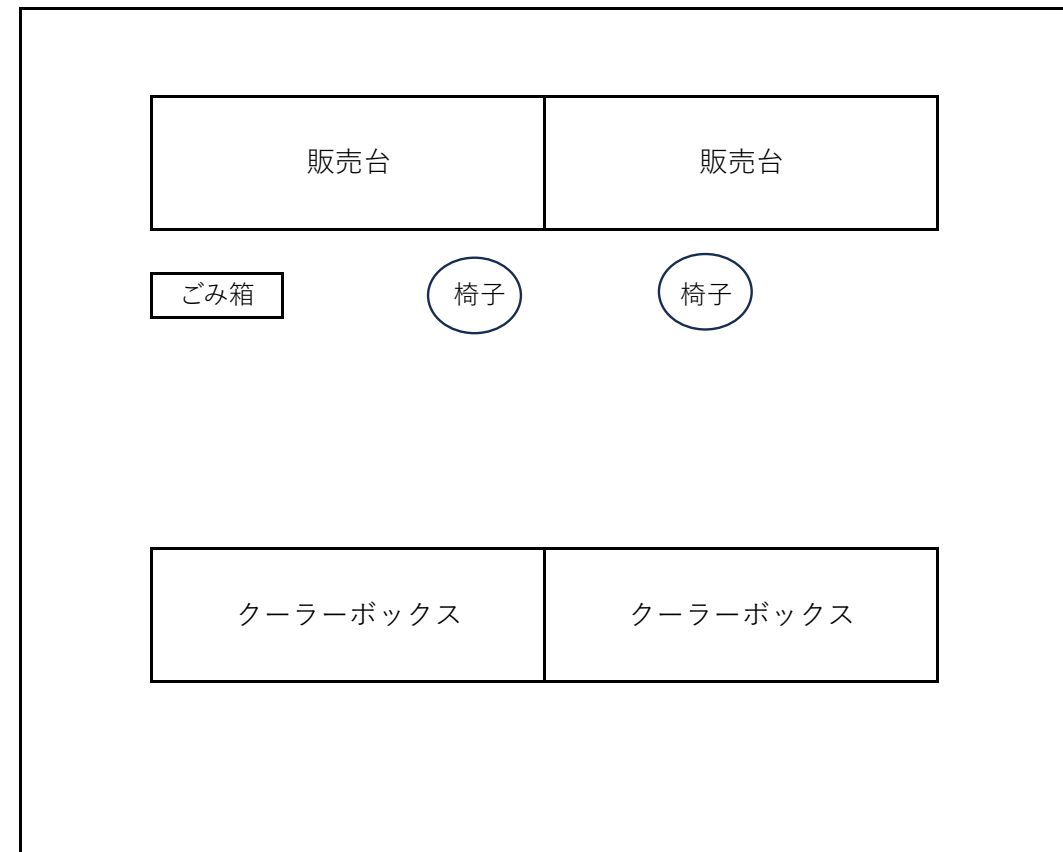
出店者名 ○○お好み焼き



(例2)

別紙③

出店者名 △△手作りクッキー



必要な記入項目 (例)

(調理、火気) ガスコンロ、アイエイチコンロ、発電機

石油ストーブ、電気ストーブ

ガスボンベ、消火器 など

※ 使用燃料がある場合は、その種類を 別紙② に記入すること

(保管) クーラーボックス、冷蔵庫、冷凍庫 など

(衛生) ごみ箱 など